

### 特定適格消費者団体の認定・監督に関するガイドラインの行方が心配です

消費者裁判手続特例法を担う特定適格消費者団体が、被害回復関係業務を適正に行うため、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針(ガイドライン)等が策定されます。このガイドラインの在り方について検討を行うため、消費者庁が標記検討会を設置しています。

#### ◎特定適格消費者団体の費用・報酬に関する検討が行われています

第7回以降の特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会では、特定適格消費者団体が新制度において授権した消費者から取得できる報酬と費用に関する議論が行われています。

これまでに消費者庁から提示された考え方とその問題点についてご紹介したいと思います。なお、以下に記載する「○○方式」との呼称は、仮に名付けたものです。

#### ●マトリックス方式(第8回検討会で提示された案)

授権した個々の消費者の回収金額と授権者数により細かく分類した報酬等の上限表が3パターン提示されました。マトリックス方式は特定適格消費者団体が赤字となったり、消費者の取得率が極端に少なくなったりしかねない考え方でした。

#### ●50%上限方式(第9回検討会で提示された案)

少なくとも回収金額の過半(50%超)は消費者に実際に返還されることとし、残り50%を上限として特定適格消費者団体が報酬と費用を受領できるという案です。新制度は前例のない制度であり、実際に制度を運用してみないことには不明な点が多々あります。50%上限方式は、特定適格消費者団体の報酬と費用は一定の裁量に委ねることとして、まずは制度を運用してみようという考え方であり、その点では賛同できる考え方です。しかし、新制度の手続きを最後まで進めたとしても様々な理由により事業者から全く回収できないことも想定されます。この場合に50%上限方式では特定適格消費者団体の報酬、費用も受けられないこととなり、制度を持続的に担っていくことができるのか心配です。

#### ●ゼロ回収時一部負担方式(第11回検討会で提示された案)

50%上限方式と合わせて回収額が極めて低額又はゼロとなる場合であっても、特定適格消費者団体の1万5000円(金額は保留)を上限とし

て報酬と費用の負担を消費者に求めることができるとする案です。この考え方は、上記の心配を一定程度取り除くことができるため、その点では賛同できる考え方です。しかし、新制度の二段階目の手続きでは多数の消費者と何度も連絡を取り合っ書類のやり取りをすることが想定されています。そのため、1万5000円という上限金額は低額すぎると思います。

#### ◎報酬及び費用に関して適格消費者団体の連名で意見書を提出しました

第11回の検討会が終了した時点で提出した意見書では次のことを述べました。

●特定適格消費者団体は、実際に人員、労力を使い新制度に基づく活動を行うのですから、最低限の費用負担を求めることができることは絶対に必要です。

●新制度は消費者が自分で裁判をした場合の敗訴リスクを除去し、簡易な手続きで被害回復を容易にするものです。これに対し、回収リスクは現実問題です。最低限の費用負担額を特定適格消費者団体の負担とすることは持続的な制度活用を困難にするものです。

●そのため、50%上限方式と合わせてゼロ回収時一部負担方式としたうえで、特定適格消費者団体が実際に行う業務を考えると最低限の費用負担額の上限額として15,000円は低額すぎると言わざるを得ません。

#### ◎実際に新制度の運用を開始できる制度とすることが必要です

第11回検討会までに提示された案では、特定適格消費者団体となって新制度の運用をすることができるのか正直不安を覚えざるを得ませんでした。第12回検討会では、50%上限方式と合わせてゼロ回収時一部負担方式の修正案(ゼロ回収時には一段階目の手続きから二段階目の手続きの債権届出までに要した費用に関し授権した消費者に負担を求めることができる)が提示されました。その具体的な内容や方法は今後明らかになる予定です。KC'sとしては、まずは特定適格消費者団体が実際に制度を運用できる仕組みになるよう、しっかりと今後の推移を見守っていききたいと思います。

# KC's NEWS

No.53  
2015.3.31

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

## 貸衣装会社に対する解約金条項の使用差止め請求訴訟は、貸衣装の解約金ルールの一例となる裁判上の和解が成立しました

KC'sが、「ヒロウエディングコスチューム」等の商号で事業を展開する大阪府堺市の貸衣装会社(株)レンタルブティックひろを被告として、「同社が使用する結婚式用の貸衣装契約の中途解約時における契約条項が、不当に高額な解約金を消費者に負担させるものであり消費者契約法に違反する」として、当該解約金条項の使用差止め等を求めていた消費者団体訴訟(2013年9月12日提訴・大阪地方裁判所堺支部)において、以下の概要の裁判上の和解が2015年3月16日に成立しました。

#### 【和解条項概要】

今回の和解は、  
①被告は、変更前条項を平成27年4月1日以降の締結された契約に使用せず、変更後の条項を使用する。  
②被告は、①に伴い変更前条項の記載された契約書用紙の廃棄、従業員への周知徹底を行う。  
③被告は、平成27年4月1日以降、①で約束した契約条項の変更をしない、消費者と変更前条項の内容の契約を締結する、変更前条項の記載された契約書用紙を廃棄しないなど、本件和解において被告が約束した事項に反した場合には、一定の金員をKC'sに支払う。などを主たる内容とするものです。

#### 【変更前・後条項】

	契約日	契約7日目	契約8日目	30日目	29日目	28日目	27日目	19日目	18日目	17日目	10日目	9日目	2日目	前日	挙式当日
変更前	無料	30%	30%	30%	40%	40%	40%	50%	50%	50%	80%	80%	80%	100%	100%
変更後	無料	5% (ただし、契約日を60日経過の場合は10%)	15% (ただし、契約日を60日経過の場合は20%)	25% (ただし、契約日を60日経過の場合は30%)	30%	40%	40%	50%	50%	50%	80%	80%	80%	100%	100%



#### 【和解に対する評価】

変更前条項によると、消費者は、「一旦契約をしてしまうと、8日目以後に中途解約をする場合に30%もの解約金の支払いを余儀なくされることとなり、解約をしたくとも解約ができない」「使用日まで長期間があるにもかかわらず、あるいは、使用をする必要が全くなくなってしまった場合でも無用の契約に拘束されてしまう」という結果になり、消費者の利益を害する内容の条項であることは明らかでした。そこで、KC'sとしては、中途解約が衣装の使用日から遡って少なくとも3か月を超える時点においてなされた場合には、中途解約によっても被告は何らの損害も発生していないと考えました。変更前条項は、中途解約によって何らの損害も発生していないにもかかわらず、消費者から貸衣装代の30%もの高額な違約金を徴収するもので、消費者契約法第9条1号に違反して無効であり、同社の変更前条項の使用を差止めるべきと判断し、差止め請求訴訟の提起に至りました。

しかし、①契約時から中途解約時までの間に衣装合わせ等を行うなど同社から消費者に対するサービス提供がなされる場合があるなど、中途解約に伴う事業者側の不利益も一応は観念されうること、②消費者契約法第9条1号で規定される、中途解約の事由、時期等の区分に応じ

KC's は特定適格消費者団体をめざします。

**2015年度KC's通常総会 「10年のふり振り返りと展望」**

◆とき 2015年6月20日(土) 通常総会・記念企画 13:30-17:00予定  
◆会場 エル・おおさか 南館5階 南ホール  
大阪市中央区北浜東3-14 (京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m)

て、当該貸衣装契約と同種の契約の解除に伴い同社に生じる平均的な損害の額が幾らとなるのか、その明確な判断基準を差止訴訟の判決において明らかにすることは必ずしも容易ではないこと、という事情がありました。

そこで、少なくとも現時点においては、裁判所の提案した「変更後条項」の内容による和解を成立させ、同社に条項の早期改訂を約束させることが、同社と契約する消費者の保護に資すると考え、和解による解決を選択しました。

#### 【和解で確認した契約条項】

##### 契約条項（変更後）

被告と消費者との間で締結される貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。）において、消費者からの申入れによる解約の場合に、下記の取消料を申し受ける旨の約定。

記

- ①無料 契約日～契約7日目までの解約
  - ②5% 契約8日目～利用日30日前までの解約  
（ただし、契約日から60日を経過している場合、10%）
  - ③15% 利用日299日前～利用日240日前までの解約  
（ただし、契約日から60日を経過している場合、20%）
  - ④25% 利用日239日前～利用日180日前までの解約  
（ただし、契約日から60日を経過している場合、30%）
  - ⑤30% 利用日179日前～利用日30日前までの解約
  - ⑥40% 利用日29日前～利用日10日前までの解約
  - ⑦50% 利用日9日前～利用日2日前までの解約
  - ⑧80% 利用日前日の解約
  - ⑨100% 利用日当日の解約
- 衣装代金（プラン利用の場合、プラン利用金額）

に対して。ただし、同種商品の品替えについては適用しない。

同社が改訂することを約束した「変更後条項」は、消費者による中途解約の時期を細かく設定し、それらの時期に応じて、解約金の額も変動する（解約日が使用日に近ければ近いほど増額していく）内容となっています。これは、挙式日から解約日までの期間が長い場合、高率の解約金を課す合理性に乏しい一方で、一般的に見て、中途解約時から使用日までの期間が短くなればなるほど再契約の可能性も下がっていくことに鑑み、解約日から使用日との日数と解約金の算定基準を時期に応じて細かく段階分けしつつ、使用日に近い時点における中途解約であるほど、解約金の額が増えていくような設定にしたものです。

以上のような、解約時期を細かく段階的に設定して、それぞれの時期における解約金の算出基準を変動させるという内容の和解が成立したことは、同社だけでなく、貸衣装業界全体におけるあるべき解約金徴収のルールの一例を示すものです。このことは、消費者の利益の確保のみならず、未だ不当に高額な違約金を徴収している他の貸衣装業者の解約金徴収ルールへの波及効果が期待でき、意義があるものと考えています。

## 後見や破産等を理由とする契約解除は消費者契約法により無効 賃貸住宅事業者に差止めを命じた大阪高裁判決が確定しました

KC'sが、賃貸住宅事業者の(株)明来（大阪市）に対して、消費者との間の賃貸借契約における不当条項の使用停止などを求めた消費者団体訴訟で、最高裁第三小法廷（大橋正春裁判長）は、2015年3月3日付で、KC's、明来双方の申立てを不受理（却下）すると決定しました。

#### ●大阪高裁判決が確定

これにより、①賃借人の後見・保佐開始の申立てがあったとき、②「破産・民事再生、競売・仮差押え・仮処分・強制執行の決定」があったときに、賃借人である明来に無催告にて賃貸借契約の解除権を認める賃貸借契約の契約条項（無催告解除条項）が消費者契約法10条により無効であるとして、その条項の使用の停止やその条項が印刷された契約書用紙の廃棄を命じた大阪高等裁判所2013（平成25）年10月17日付判決が確定しました。

#### ●判決確定を受けて

無効とされた上記無催告解除条項のうち、①

については、1審の大阪地裁判決及び間接強制命令によって、明来は、すでに当該条項の使用停止及び契約書からの削除を行いました。KC'sは、②についても、確定判決に従い、すみやかにその使用の停止・当該条項が印刷された契約書用紙の廃棄の措置をとるよう求めます。また、KC'sは、本判決の確定を受けて、これらの無催告解除条項が、消費者である賃借人の居住の安定を損なうものであり、賃貸住宅契約より一掃されることを求めて、不動産業界団体へ申入れを行うことを予定しております。

#### ●最高裁の姿勢について

他方で、最高裁は、③賃料を滞納した場合に、賃貸借契約の解除権・明渡の代理権・室内動産の処分権を第三者（連帯保証人や家賃債務保証会社）に付与する条項、④家賃を滞納した場合に家賃債務保証会社が賃借人の承諾なく施錠・立入・明渡・室内動産の処分をしたとしても異議を述べないとする条項、賃借人と連絡がとれ

ない場合に鍵交換等を行うことができるとする条項に対する使用差止請求については、明来がこれらの条項を使用する「おそれ」（消費者契約法12条1項）がないとしたり、⑤賃貸借契約が解除された後に賃借建物の明渡が遅れている場合に、賃借人は遅れた期間について家賃相当額の2倍の違約金を賠償しなければならないとする条項、⑥賃借人が賃料を滞納した場合には、滞納1回毎に3,150円の催告手数料を滞納賃料に上乗せして支払わなければならないとする条項、⑦賃貸借契約終了・明渡時に定額のクリーニング代を支払わなければならないとする条項が消費者契約法により無効とはいえないとし

たりした大阪高裁判決の判断の見直しを求めたKC'sの上告を受理しませんでした。これらの条項は、賃借人に対する追い出し行為や原状回復トラブルなど賃貸住宅契約をめぐるトラブルの原因となっているものであるだけに、最高裁が積極的に是正することが求められていましたが、消極的な姿勢に終始したことは、きわめて遺憾です。

KC'sは、引き続き、消費者である賃借人の居住の安定が確保されるよう、賃貸住宅契約の条項の是正に努めてまいります。



## 消費者政策関連の動きについて

### （1）消費者庁の次期「消費者基本計画」の見直しに対するパブリックコメントについて意見を提出しました。

消費者庁が2015年1月29日から次期「消費者基本計画」の見直し改定素案を公表し、意見募集を行っていました。

KC'sとして、消費者団体訴訟制度や消費者裁判手続特例法とKC'sで扱っている検討案件に関する事項に絞って内部での意見をまとめ、2015年2月19日に提出しました。

### （2）「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の施行前の廃止を求める声明を関係機関に送付しました。

経済産業省及び農林水産省は、平成27年1月23日付けで「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）を定

めました。

本省令は、上記の公表案を一部修正し、施行規則102条の2の一部を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、顧客が65歳以上の高齢者や年金等生活者以外の者で、一定の年取若しくは財産を有する者であれば、顧客の理解度を確保するなどを条件に、不招請勧誘禁止の例外とする旨の規定を盛り込みました。

これは、実質的に法が禁止する不招請勧誘を認め、その条件についても顧客が不正に誘導されるなどの危険性を多くはらみ、もって商品先物取引被害の拡大に繋がるおそれの高い本省令に対し、当団体は消費者保護の観点から強く施行前の廃止を求めるものである。

声明送付先 経済産業大臣、農林水産大臣、消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長

## 差止裁判・申入れ活動について

### ■結婚相手紹介サービスを運営する(株)AIZENに対して、再申入書兼再々お問い合わせを送付しました。

同社が提供する結婚相手紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」との表示がありますが、この「0円婚活」との表示は、以下に述べるとおり、景品表示法4条1項2号、特定商取引法43条に該当します。

この点、当団体からの2014年12月5日付「申入れ書兼再お問い合わせ」に対して、同社から、「お見合い決定時に32,400円お支払頂く旨の記載がございます。」との旨の回答がありました。お見合い決定時に費用が発生する旨の記載

は、いわゆる「打消し表示」に該当します。該当の広告の表示は、公正取引委員会の打消し表示に関するガイドラインに反しており、かつ、お見合いが有料であるにもかかわらず「0円婚活」と表示することは、消費者に実際よりも「著しく有利である」との誤認を与えかねないとして、KC'sは2015年2月26日付けで再申入書兼再々お問い合わせを送付しました。

KC'sのこれまでの差止裁判・申入れ活動はKC's ホームページトップページの [申入活動](#) のバナーをクリックください。

[消費者支援機構関西](#) [検索](#) クリック